

平成 24 年 2 月 8 日

各 位

株式会社 り そ な 銀 行

「医療保険^{キ ュ ア} C U R E」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、平成 24 年 2 月 10 日（金）より、オリックス生命保険株式会社の「医療保険^{キ ュ ア} C U R E」の取扱いを開始いたします。

りそな銀行では平成 19 年 12 月より保障型保険商品の販売を開始し、「病気」「老後」「死亡」「介護」の人生の 4 つのリスクに備える商品の充実を図っています。

本商品は「病気」に備える新たな商品として導入するもので、主な特徴は以下のとおりです。

1. お手頃な保険料で保障は一生続きます。

- 解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現します。
- 保険料は一生涯あがりません。
- 重い障害状態になられたら、以後の保険料はいただきません。

2. 七大生活習慣病（※）で入院が長期化した場合にも、しっかりサポートします。

- 七大生活習慣病入院給付金特則を適用した場合、七大生活習慣病での一入院の支払限度日数が 60 日拡大します。

※本商品における七大生活習慣病：がん（悪性新生物/上皮内新生物）・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・
脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全

3. 先進医療の技術料を通算1,000万円まで保障します。

- 「先進医療特約」や「三大疾病治療一時金特約」を付加することで、さらに保障内容が充実します。
- 「先進医療特約」は、公的医療保険の対象とならない先進医療の技術料を保障します。厚生労働省の定める先進医療による療養を受けられたとき、その技術料と同額を通算1,000万円まで保障します。

りそな銀行では、商品ラインナップの充実や、お客さまのライフプランに合致した的確な提案の出来るコンサルティング営業の強化により、引き続き保険に対する幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

ご注意事項

- ・生命保険契約は、お客さまと引受保険会社との契約となり、生命保険契約の引受や給付金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- ・生命保険は、募集代理店である銀行による元本および利回りの保証はありません。
- ・引受保険会社の基準により、ご契約の限度を定めております。
お客さまの年齢、健康状態やお仕事の内容などによって、ご契約いただけない場合があります。
- ・保険商品、ご契約時の年齢や払込方法等によって、保険料は異なります。
- ・取扱保険商品は生命保険であり、預金ではありません。したがって預金保険制度の対象ではありません。
- ・保険にご契約いただくか否かが、りそな銀行とのお取引に何ら影響を及ぼすことはありません。
- ・保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。
また、お客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- ・引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ・生命保険の募集において、りそな銀行は募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・取扱保険商品は、クーリング・オフ制度の対象商品です。
- ・お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。
ご契約成立後、引受保険会社より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- ・この保険には低解約返戻金特則が付加されています。解約返戻金は主契約・特約とも払込保険料累計額を下回ります。

このプレスリリースは、「CURE」の概要をご説明するものです。本商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。